

## 藤沢市空家等対策協議会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条に規定する空家等対策計画（以下「対策計画」という。）の作成等及びその他空き家等に関する対策の推進を目的として、同法第7条第1項の規定に基づき、藤沢市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 空家の適正管理及び利活用に関する事項
- (3) その他空家等対策の推進に関し市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する

- (1) 学識経験者
- (2) 空家等対策に関する関係団体の代表
- (3) 地域住民組織の代表
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

### (秘密の保持)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (報酬)

第6条 協議会への出席に対する委員報酬は、別に定める。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、計画建築部住宅政策課で処理する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。